

# 『えひめが誇る「すご味」「すごモノ」商談会運営事業』 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、えひめが誇る「すご味」「すごモノ」商談会運営事業の公募型プロポーザルに参加し、企画提案書を提案しようとする者（以下「提案者」という。）が遵守しなければならない事項について定めたものである。

## 1 目的

愛媛県内において、県内外の百貨店・専門商社・セレクトショップ・量販店等のバイヤーを招へいし、「えひめが誇るすご味」、「えひめが誇るすごモノ」掲載事業者等とのマッチング商談会を開催することで、新規成約の獲得を目指し、県内生産者・事業者の販路開拓・販路拡大を支援する。

## 2 業務の概要

- (1) 委託内容 別添『えひめが誇る「すご味」「すごモノ」商談会運営事業』仕様書のとおり
- (2) 事業期間 契約締結の日から令和2年1月31日（金）まで
- (3) 予算額 5,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 企画提案の参加資格

- (1) 企業の販路拡大につながる、商談会運営事業の実績を有すること。
- (2) 愛媛県の産業構造を熟知し、愛媛県産品を取り扱う県内企業との人脈を有すること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加資格者の資格）の規定に該当しないこと。
- (4) 企画提案書の受付期間中において、愛媛県から競争入札への指名停止を受けていないこと。
- (5) 平成29年度から平成31年度までの愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録済又はプロポーザルの参加表明時に愛媛県競争入札参加資格取得に必要な書類一式を提出できること。

## 4 プロポーザルへの参加表明

プロポーザルへの参加について、令和元年5月10日（金）17:00（必着）までに、別添『えひめが誇る「すご味」「すごモノ」商談会運営事業公募型プロポーザル参加意向表明書』（様式1）をファックス又は電子メールにて提出する。

なお、参加表明書の提出後、愛のくにえひめ営業本部（電話：089-912-2556）に受信確認の電話を必ず行うこと。

※提出先：「8 問い合わせ先・提出先」を参照

## 5 企画提案書の提出

### (1) 作成方法等

- ①提案内容 『えひめが誇る「すご味」「すごモノ」商談会運営事業』仕様書及び提案依頼項目により提案すること

②形式 原則としてA4判、縦、横書き、左綴じとする（着色可）

③表紙 提案書の表紙には、

・宛名 「愛媛県知事」

・タイトル えひめが誇る「すご味」「すごモノ」商談会運営事業企画提案書

・提出年月日

・会社名（正本のみ押印）

を記載すること

※ 質問がある場合は、別添『えひめが誇る「すご味」「すごモノ」商談会運営事業公募型プロポーザル質問書』（様式2）により令和元年5月10日（金）17:00までに「8 問い合わせ先・提出先」あてファックス又は電子メールで送付すること。質問及び回答内容は、参加表明のあった者の全員に電子メールで回答することとする。

なお、質問書の提出後、愛のくにえひめ営業本部（電話：089-912-2556）に受信確認の電話を必ず行うこと。

(2) 提出部数

企画提案書 7部（うち正本1部）、見積書 1部

(3) 提出期限及び提出先

提出期限 令和元年5月17日（金）17:00までに提出（必着）

提出先 「8 問い合わせ先・提出先」まで持参するか、郵送とする。

(4) その他

参加意向表明書を提出した後に参加を辞退する場合は、別添『えひめが誇る「すご味」「すごモノ」商談会運営事業公募型プロポーザル辞退届』（様式3）を提出すること。

なお、辞退届の提出後、愛のくにえひめ営業本部（電話：089-912-2556）に受信確認の電話を必ず行うこと。

## 6 企画提案書の採否

企画提案書の採否については、公募型プロポーザル選考委員会における書面審査を経て、文書で提案者に通知する。審査内容については公表しない。また、審査結果についても異議申し立ては認めない。

## 7 その他

(1) 提案書の作成及びこれに係る附帯作業等の一切の経費は、提案者の負担とする。

(2) 企画提案書の提出は、1者につき1提案とする。

(3) 提出された提案書については、返却しない。

## 8 問い合わせ先・提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県 愛のくに えひめ営業本部

すご味グループ 担当：大川

TEL：089-912-2556 FAX：089-912-2561

E-mail：ehime-sales@pref.ehime.lg.jp